



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者各位

令和 7 年 10 月 21 日（火）

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 二木多賀子

地方産業安全専門官 高梨 雅文

（電話番号） 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 3 9

無災害記録証の伝達式を行います

宮城労働局（局長 松瀬 貴裕）は、無災害記録（*1）を達成した事業場に対し、下記により、無災害記録証授与内規（別添）に基づく厚生労働省労働基準局長による記録証（以下「無災害記録証」という。）の伝達式を行います。

無災害記録証は、一定期間労働災害を発生させることのなかった事業場に対して授与するものであり、事業場からの申請に基づき、都道府県労働局長が推薦し、無災害記録証授与内規に基づき、厚生労働省労働基準局長名により授与いたします。

宮城労働局管内事業場に対する無災害記録証の授与は、直近の 10 年間（平成 27 年から令和 7 年まで）で、本事業場を含め延べ 9 事業場になります（*2）。

記

1 日 時 令和 7 年 10 月 27 日（月）

午前 11 時から

2 場 所 仙台第四合同庁舎 8 階 会議室

（仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地）

3 対象事業場

事業場名（所在地）	無災害記録 種別 （無災害記録達成時間）
Astemo 亘理株式会社 亘理工場 （亘理郡亘理町）	無災害記録 第一種 （390 万時間達成）

* 1 無災害記録とは

無災害記録は、第 1 種無災害記録から第 5 種無災害記録までの 5 段階とされ、第 1 種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じ、無災害記録証授与内規の別表第 1 から別表第 5 までで定められています。

第 1 種無災害記録時間数を基準とし、第 2 種無災害記録の時間数は、第 1 種無災害記録の時間数の 5 割増、第 3 種無災害記録の時間数は、第 2 種無災害記録時間数の 5 割増、第 4 種無災害記録の時間数は、第 3 種無災害記録時間数の 5 割増、第 5 種無災害記録の時間数は、第 4 種無災害記録時間数の 5 割増とされ、これにより計算した無災害記録時間数が 100 万時間未満のものについては、端数を 5 万時間単位に、100 万時間を超えるものについては、端数を 10 万時間単位に、それぞれ切り上げます。無災害記録時間の算出は、事業場に属するすべての労働者の実労働時間の総和です。その他、建設店社に対する第 1 種無災害記録の時間数の適用については、別の基準が定められています。

無災害の労働時間数の算定の考え方は、以下のとおりです。

- (1) 災害として扱われるものは業務上の災害であり、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除きます。
- (2) 災害として扱われるものは、死亡災害、休業災害、労働基準法施行規則別表第 2 身体障害者等級に掲げる身体障害を伴うもの、です。
- (3) 記録の起点は「直近の災害が発生した日の翌日」であり、記録の終点は「次の災害が発生した日の前日」です。
- (4) 記録の計算は、雇用の形態にかかわらず「その事業場に属するすべての労働者」を対象として行います。

* 2 無災害記録証の交付事業場数（宮城労働局管内）

対象年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
授与数		3	2				1		2	1

【内訳】 (H29) 第一種：1 事業場、第二種：1 事業場、第三種：1 事業場

(H30) 第四種：2 事業場

(R4) 第一種：1 事業場

(R6) 第一種：1 事業場、第二種：1 事業場



無災害記録証授与内規

(1) 無災害記録証授与内規

(沿革) 昭和 27 年 10 月 18 日労働省基発第 732 号の 2
昭和 28 年 6 月 15 日労働省基発第 457 号改正
昭和 32 年 5 月 23 日労働省基発第 426 号改正
昭和 36 年 4 月 25 日労働省基発第 382 号改正
昭和 39 年 4 月 16 日労働省基発第 493 号改正
昭和 42 年 8 月 10 日労働省基発第 3 号改正
昭和 43 年 8 月 12 日労働省基発第 507 号改正
昭和 50 年 2 月 17 日労働省基発第 87 号改正
昭和 58 年 3 月 25 日労働省基発第 153 号改正
昭和 62 年 12 月 26 日労働省基発第 728 号改正
平成元年 11 月 28 日労働省基発第 623 号改正

第 1 条 事業場において第 3 条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第 2 条 この内規は、労働安全衛生法施行令第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる業種に属する事業(鉱山保安法の適用を受ける事業を除く)、卸売・小売業(労働安全衛生法施行令第 2 条第 2 号に掲げる業種に属する事業を除く)、又は飲食店に適用する。

第 3 条 無災害記録は、第 1 種無災害記録から第 5 種無災害記録までの 5 段階とする。

2 第 1 種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第 1 から別表第 5 までの通りとする。

ただし、労働者数が 100 人未満の事業場については、昭和 58 年 3 月 31 日以前に記録を起算した者に対し、別表第 3 に掲げる時間数を適用するものとする。

3 第 2 種無災害記録の時間数は、第 1 種無災害記録時間数の 5 割増、第 3 種無災害記録の時間数は、第 2 種無災害記録時間数の 5 割増、第 4 種無災害記録時間数は、第 3 種無災害記録時間数の 5 割増、第 5 種無災害記録時間数は、第 4 種無災害記録時間数の 5 割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が 100 万時間未満のものについては端数を 5 万時間単位に、また、100 万時間を越えるものについては端数を 10 万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第 3 種から第 5 種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる 1 段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、建設店社に対する第 1 種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間完成工事高 250 億円以上の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数を適用すること。

(2) 年間完成工事高 250 億円未満の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数の 2 分の 1 を適用すること。

2 前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第 5 条 無災害記録は、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く)が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとする。

3 無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

第 6 条 無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第 7 条 厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があつて、第 4 条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。

(別表第1) 第1種無災害記録時間数

記録時間(単位:万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人未満	100人以上
業種			
林業		30	50
育林業		70	130
土石採取業		90	170
土木工事業			170
河川土木事業			260
水力発電施設等建設事業			170
鉄道又は軌道建設事業			150
地下鉄建設事業			160
橋りょう建設事業			160
ずい道建設事業			70
道路建設事業			230
その他の土木事業			190
建築工事業		200	
家屋建築事業		200	
その他の建築事業		250	
職別工事業		190	
設備工事業		360	
電気工事業		340	
管工事業(さく井を除く)		200	
その他の設備工事業		-	
機械器具設備工事業		220	
他に分類されない設備工事業		310	
製造業		-	-
食料品製造業		130	250
畜産食料品製造業		-	-
乳製品製造業		140	270
水産食料品製造業		120	240
水産かん詰・びん詰製造業		140	280
調味料製造業		150	290
しょう油・食用アミノ酸製造業		140	280
精穀・製粉業		-	-
小麦粉製造業		160	320
砂糖製造業		140	270
パン・菓子製造業		130	250
飲料製造業		260	330
ビール製造業		230	450
清酒製造業		150	290
蒸留酒・混成酒製造業		150	290
動植物油脂製造業		100	200
植物油脂製造業		110	210
たばこ製造業		180	360
繊維工業業		240	470
製糸業		240	480
紡績業		250	500
綿紡績業		250	500
化学繊維紡績業		250	500
毛紡績業		240	480
麻紡績業		270	530
ねん糸・かさ裏加工糸製造業		190	380

記録時間(単位:万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人未満	100人以上
業種			
ねん糸製造業		250	500
織物業		240	470
メリヤス製造業		470	680
染色整理業		250	310
衣服・その他の繊維製品製造業		480	630
木材・木製品製造業(家具を除く)		70	130
製材・木製品製造業		50	100
一般製材業		50	90
単板(ベニヤ板)製造業		80	150
造作材・合板・建築用組立材料製造業		60	120
合板製造業		60	120
家具・装備品製造業		90	180
パルプ・紙・紙加工品製造業		150	300
パルプ製造業		250	500
紙製造業		180	350
出版・印刷・同関連産業		250	400
新聞業		190	380
出版業		240	480
印刷業(謄写印刷業を除く)		240	390
化学工業業		270	540
化学肥料製造業		230	450
窒素質及びりん酸質肥料製造業		270	540
複合肥料製造業		270	540
無機化学工業製品製造業		210	410
ソーダ工業業		270	530
電炉工業業		240	470
塩製造業		210	420
有機化学工業製品製造業		270	530
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		160	320
プラスチック製造業		270	540
化学繊維製造業		350	700
レーヨン製造業		350	700
合成繊維製造業		350	700
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		-	-
石けん・合成洗剤製造業		220	440
塗料製造業		180	350
印刷インキ製造業		270	540
医薬品製造業		250	500
医薬品原薬・製剤製造業		310	620
その他の化学工業業		340	460
産業用火薬類製造業		220	440
香料製造業		150	300
化粧品・歯みがき・その他の化粧用調製品製造業		240	470
写真感光材料製造業		330	650
石油製品・石炭製品製造業		330	650
石油精製業		350	700
ゴム製品製造業		220	430

業種	記録時間(単位:万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数		100人 未満	100人 以上
タイヤ・チューブ製造業	250	500		
ゴム製・プラスチック製 履物・同付属品製造業	240	470		
ゴムベルト・ゴムホース・ 工業用ゴム製品製造業	190	370		
なめし皮・同製品・毛皮製造業	160	280		
革製履物製造業	310	530		
窯業・土石製品製造業	130	250		
ガラス・同製品製造業	160	310		
セメント・同製品製造業	90	170		
セメント製造業	170	340		
陶磁器・同関連製品製造業	200	390		
食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	240	480		
耐火物製造業	160	310		
炭素・黒鉛製品製造業	150	290		
炭素質電極製造業	140	270		
骨材・石工品等製造業	80	150		
鉄鋼業	260	520		
高炉による製鉄業	350	700		
高炉によらない製鉄業	-	-		
電気炉銑製造業	150	300		
フェロアロイ製造業	190	380		
製銅及び圧延業	190	380		
平炉による製銅及び圧延業	200	390		
製銅を行わない銅材製造業 (表面処理銅材を除く)	140	270		
熱間圧延業(銅管・伸鉄を除く)	150	300		
冷間圧延業(銅管・伸鉄を除く)	170	340		
伸線業	120	240		
鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業	90	180		
鋳鋼製造業	80	150		
銑鉄鋳物製造業	80	160		
銑鉄鋳物製造業 (銑鉄管・可鍛銑鉄を除く)	80	160		
可鍛銑鉄製造業	120	240		
非鉄金属製造業	220	440		
非鉄金属第1次精錬・精製業	220	430		
銅第1次精錬・精製業	190	370		
アルミニウム第1次精錬・精製業	340	670		
非鉄金属・同合金圧延業 (抽伸・押出しを含む)	190	370		
非鉄金属鋳物製造業	130	260		
電線・ケーブル製造業	300	590		
金属製品製造業	120	230		
ブリキかん・その他のめっき板等製造業	170	340		
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	110	210		
建設用・建築用金属製品製造業 (製かん板金業を含む)	110	220		
建設用金属製品製造業	110	200		
製かん板金業	110	220		

業種	記録時間(単位:万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数		100人 未満	100人 以上
金属打抜・被覆・彫刻業・熱処理業 (ほうろう鉄器を除く)	110	220		
金属線製品製造業(ねじ類を除く)	140	270		
一般機械器具製造業	160	310		
ボイラ・原動機製造業	270	540		
農業用機械製造業(農機具を除く)	130	260		
建設機械・鉱山機械製造業 (建設用・農業用・運搬用トラクタを含む)	170	340		
金属加工機械製造業	160	320		
金属工作機械製造業	160	310		
金属加工機械製造業 (金属工作機械を除く)	120	210		
繊維機械製造業	130	260		
一般産業用機械装置製造業	160	310		
荷役運搬設備製造業	160	310		
事務用・サービス用・民生用 機械器具製造業	240	470		
ミシン製造業	130	370		
その他の機械・同部分品製造業	100	250		
弁・同付属品製造業	150	190		
玉軸受・ころ軸受製造業	160	310		
電気機械器具製造業	350	700		
発電用・送電用・配電用・ 産業用電気機械器具製造業	350	700		
発電機・電動機・その他の 回転電気機械製造業	350	700		
変圧器類製造業(通信機用を除く)	350	700		
開閉装置・配電盤・ 電力制御装置製造業	350	700		
電気溶接製造業	350	700		
その他の産業用 電気機械器具製造業 (車両用・配線用を含む)	260	520		
電球・電気照明器具製造業	-	-		
電球製造業	350	700		
通信機械器具・同関連機械器具製造業	350	700		
電気計測器製造業	350	700		
その他の電気機械器具製造業	300	590		
一次電池(乾電池・湿電池)製造業	330	650		
輸送用機械器具製造業	240	470		
自動車・同付属品製造業	270	540		
自動車製造業 (三輪及び二輪自動車を含む)	350	700		
自動車車体・付随車製造業	200	400		
自動車部分品・付属品製造業	200	390		
鉄道車両・同部分品製造業	320	480		
自転車・同部分品製造業	120	240		
船舶製造・修理業・船用機関製造業	150	300		
銅船製造・修理業	160	310		
木造船製造・修理業	45	85		

業種	記録時間(単位:万時間)	労働者数	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
			100人 未満	100人 以上
精密機械器具製造業			330	660
計量器・測定器・ 分析機器・試験機製造業			-	-
精密測定器製造業			250	490
時計・同部分品製造業			350	700
武器・その他の製造業			180	360
がん具・運動競技用具製造業			310	360
ペン・鉛筆・絵画用品・ その他の事務用品製造業			330	650
他に分類されない製造業			-	-
マッチ製造業			150	300
運 輸 業			120	190
鉄 道 業			-	-
鉄 道 業			350	700
鉄 道 事 業			350	700
軌 道 業			230	460
地 下 鉄 道 業			230	450
民公営鉄道車両修理工場			270	530
道 路 旅 客 運 送 業			-	-
一般旅客自動車運送業			160	210
一般乗合旅客自動車運送業			220	270
道 路 貨 物 運 送 業			-	-
一般貨物自動車運送業			60	100
特定貨物自動車運送業			100	170
通 運 業			160	180
水 空 運 輸 業			-	-
水 空 運 輸 業			-	-
倉 庫 業			-	-
普 通 倉 庫 業			100	130
運輸に付帯するサービス業			-	-
港 湾 運 送 業			70	80
貨 物 運 送 取 扱 業			120	140
通 信 業			190	380
郵 便 業			90	150
電信・電話業(有線放送電話業を除く)			350	700
電 気・ガ ス・水 道・熱 供 給 業			350	650
電 気 業			350	700
火 力 発 電 業			350	700
ガ ス 業			350	670
水 道 業			-	-
上 水 道 業			220	320
熱 供 給 業			-	-
卸 売・小 売 業・飲 食 店			400	770
旅 館 業			350	710
ゴ ル フ 場 業			160	330
サ ー ビ ス 業			-	-
(自動車整備業、機械修理業、 建物サービス業、廃棄物処理業のみ)			-	-
自 動 車 整 備 業			130	260
機 械 修 理 業			300	600

業種	記録時間(単位:万時間)	労働者数	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
			100人 未満	100人 以上
建 物 サ ー ビ ス 業			130	180
廃 棄 物 処 理 業			30	40

備考 「労働者数」とは、無災害期間中の毎月末日
における労働者数の平均値をいうものとする。